

# 屋内プールとトレーニングマシンで体を鍛えよう



茨城県社会保険協会では、会員事業所の皆様の健康づくりの一環として、「笠松運動公園」の屋内プールとトレーニングルームの利用補助事業を実施します。ぜひご利用ください。

- 利用期間** 令和2年10月1日から令和3年3月31日まで  
休館日 毎週水曜日（祝日の場合は翌日）及び12月31日、1月1日
- 利用施設** 「笠松運動公園」 茨城県ひたちなか市佐和2197-28 電話029-202-0808
- 利用資格** 一般財団法人茨城県社会保険協会への加入に賛同し、会費を納めている事業所の被保険者及びその家族
- 利用方法** 受付で利用補助券と補助券利用額を現金でお支払いください。
- 利用料金** ※2時間以内の利用料金です。

		大人	中高校生	小学生以下
① 屋内プール	正規利用額	520円	370円	260円
	補助券利用額	360円	210円	150円
② トレーニングルーム	正規利用額	520円	320円	
	補助券利用額	360円	210円	

- 利用時間** 午前9時から午後8時45分までの間の2時間の範囲内で有効です。
- 申込方法** 下記「利用補助券申込書」を作成のうえ、返信用封筒に切手を貼り、一般財団法人茨城県社会保険協会（〒310-0021 水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8階）あてお申し込みください。折り返し「利用補助券」をお送りします。なお、同封の他の施設と一緒に申し込みの場合の貼付切手は下表を参考としてください。

返信用封筒の貼付切手の目安	10枚まで	30枚まで	60枚まで	80枚まで
注：長型3号(12×23.5cm)の封筒をご用意ください。	84円	94円	140円	210円

- 申込期限** 令和3年2月26日までにお申し込みください。
- その他**
- ☆利用補助券は1施設1人1枚1回限り2時間の範囲で有効です。
  - ☆1回あたりの利用時間が2時間を超えた場合は、追加料金(正規利用額)をお支払いいただきます。
  - ☆補助券は両施設の共有利用はできません。利用する施設ごとにそれぞれの補助券が必要です。
  - ☆多くの会員事業所の方々にご利用いただくため、1利用施設それぞれ10枚以内とさせていただきます。
  - ☆屋内プールを小学生が利用する場合、保護者の同伴が必要です。
  - ☆トレーニングルームを中学生が利用する場合、保護者の同伴が必要です。
  - ☆暴力団関係者や入れ墨・タトゥー（シールを含む）をされた方の入場はお断りいたします。なお、入場後に判明した場合は速やかに退場していただきます。
  - ☆新型コロナウイルス感染症の状況により、施設内の一部設備が使用できなかつたり、施設が休館になる場合がありますので、ご利用の際には事前に施設のホームページまたは直接施設にお問い合わせのうえご確認をお願いします。

## お申込み・お問い合わせ

〒310-0021 水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8階 一般財団法人茨城県社会保険協会  
電話029-226-8005 <http://www.ibashaho.or.jp>

※茨城県社会保険協会の各種事業は、会員事業主様より納入いただいた会費により運営しています。

切-り-取-り-線

## 「笠松運動公園屋内プール・トレーニングルーム」利用補助券申込書

健康保険証の事業所記号（7桁または8桁の数字） ※健康保険証カードの氏名上に記載されている記号（数字）		
利用施設	屋内プール	トレーニングルーム
申込枚数	枚	枚

上記のとおり申し込みます。 令和 年 月 日

一般財団法人茨城県社会保険協会長 様  
事業所所在地 .....  
事業所名称 .....  
事業主名 ..... (印)  
事業所電話番号 .....

※ご記入いただきました個人情報、補助事業の運営のみに使用させていただきます。